

昨年衆院選は無効



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
Copyright (c) 2013
Yamagata Shimbun

2013年
3月25日
〈月曜日〉

電子
速報版

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

「1票の格差」2・43倍、広島高裁判決

初のやり直し命令

最大2・43倍の「1票の格差」が是正されずに実施された昨年12月の衆院選をめぐる全国訴訟の判決で、広島高裁（篠津順子裁判長）は25日、小選挙区の区割りを「違憲」と判断、広島1、2区の選挙を無効とした。無効の効果は「今年11月26日の経過後に発生する」とした。

方式」による最大格差2・30倍の区割りを違憲状態と判断。昨年11月に議員定数を「0増5減」する緊急是正法が成立したが、昨年12月の衆院選には適用されず格差は拡大した。

昨年の衆院選後、二つの弁護士グループが全国14の高裁・高裁支部に提訴した。今回の原告は、山口邦明弁護士グループで、現状の議席の配分は人口分布に比例していないため、31都道府県で議員の過不足があり、選挙権の価値に不平等を生じさせたと、選挙無効を求めている。

同種訴訟の無効判決は初。直ちに無効とはならないが、格差の抜本的な是正に乗り出さなかった国会に、司法が選挙のやり直しを命じる異例の事態となった。

一連の訴訟で小選挙区についての判決は8件目で、違憲判断は6件目。

2009年の衆院選について最高裁大法廷は11年3月、各都道府県にあらかじめ1議席を配分する「1人別枠

1票の格差 議員1人当たりの有権者数が選挙区で異なるため1票の価値に不平等が生じる問題。一審を高裁とする訴訟では「法の下の平等」を定めた憲法との整合性が争われてきた。最高裁は最大格差4・99倍に上った1972年と4・40倍だった83年の衆院選を違憲としたが、「（無

効にすれば）公共の利益を著しく害する事情がある」という「事情判決の法理」により、選挙無効の請求は認めなかった。このほか2・30倍だった2009年の衆院選（小選挙区）や、5・00倍の10年参院選（選挙区）は、放置すれば違憲となる「違憲状態」の判決を出している。



昨年12月の衆院選をめぐる全国訴訟の判決で、広島1、2区の選挙を無効とした広島高裁 =25日午後、広島市中区